

平成 22 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式 I）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の 3, 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

〔問 題〕

A市にあるB寺は、全国に多くの末寺を有する日本有数の宗派の総本山であり、参拝者以外にも毎年多くの観光客が訪れていた。B寺は20XX年に開基600年を迎えることになり、それを記念して寺の本尊で秘仏といわれる阿弥陀如来像の御開帳法会が行われることになった。この御開帳法会には多くの観光客が集まることが予想されている。

御開帳法会のために設けられた賛同会は、その事務局をA市役所内におき、信徒会の他に、A市観光協会、A市町内会連合会の会員らから構成されている。同会は、B寺住職CおよびA市の市長Yを顧問として、御開帳法会を期にB寺内にある本堂の大修理と観光客用の各種施設を新たに設けるために、募金活動をおこなうこととした。

そして、同会は募金活動の一環として市内のホテルで発会式を行い、CとYが招待された。A市の職員を伴い、A市の公用車を使用して現れたYは、A市長として祝辞を述べるとともに、その場で公金から募金にあてるために10万円を支払った。

Yの行為は憲法上どのような問題を有するか。

民法

〔問題〕

Aは建築資材の卸売業者であり、Bは建築請負業を個人で営んでいる者である。AはBに対し、平成20年3月20日に500万円で、同年8月20日に500万円で、平成21年3月20日に500万円でそれぞれ建築資材を売り渡したものの、その弁済を全く受けていない。

ところで、BはC女と平成3年に婚姻しその間に二子を儲けた。Bは平成10年1月10日に自宅として甲土地とその地上に存する乙建物（以下、甲土地および乙建物を「本件不動産」という）を購入した。

BはD信用金庫から平成18年10月10日に運転資金として1500万円を借り入れ、その担保として、本件不動産に一番抵当権を設定してその旨の登記を了した。平成20年になって資金繰りに窮するようになったBは、同年10月10日にEから500万円、同年11月10日にFから200万円、同年12月10日にGから700万円を借り入れた。いずれも弁済期は3か月後である。

Bは、平成21年5月20日、Cと離婚し、同日財産分与として本件不動産をCに譲渡してその旨の登記を了した。また、同年5月25日、Eに対する500万円の債務のうち250万円の債務の弁済に代えてBのHに対する250万円の請負代金債権をEに譲渡してその旨を内容証明郵便によってHに通知し、さらに翌日Iに対する100万円の請負代金債権をJに90万円で売却してその旨を内容証明郵便によってIに通知し、その代金90万円をBの引越費用に充てた。

当時、Bの積極財産は、本件不動産並びに上記のHに対する250万円の請負代金債権およびIに対する100万円の請負代金債権のみであり、本件不動産の時価は3000万円であった。

以上の事実関係の下で、Aは、債権回収のために、誰に対してどのような法的手段をとることができるかを述べなさい。

刑 法

〔問 題〕

以下の事実関係に基づき、甲の罪責を論ぜよ（特別法違反の点は除く）。

甲は、遊興費を得るため、銀行の現金自動預払機（以下、ATM という）の利用者がキャッシュカードの暗証番号を入力するところを盗撮した上で、そのキャッシュカードを盗み、キャッシュカードと暗証番号を使って当該利用者の口座から預金を不正に引き出して領得することを企てた。

甲は、前記盗撮目的で、某日、ATM が 2 台設置されており行員が常駐しない、A 銀行 B 支店の支店長 C の管理に係る同支店出張所に営業中に立ち入り、1 台の ATM の広告用カードホルダーに盗撮用ビデオカメラを設置し、同出張所の片隅でカバンの中身を確かめるふり等をして、適当な利用客が来るのを待った。

程なくしてやって来た利用客 D が ATM を操作する気配をうかがっていた甲は、D が多額の現金を入金しているのを確認し、D を狙うことに決めた。D が入金操作を終了し、キャッシュカードをハンドバッグにしまって同出張所から出るの見届けると、甲は急いでビデオカメラを回収し、暗証番号が録画されていることを確認した上で、同出張所の前に停めてあった自動車に乗り、徒歩で帰宅の途についていた D を追った。

D が歩道のない小道に入ると、甲は自動車で D を追い抜きざま、運転席の窓からハンドバッグの下げ紐をつかんで引っぱりこれを奪おうとしたが、D がハンドバッグを離さなかったため、その下げ紐をつかんだまま自動車を進行させ、ハンドバッグを離そうとしない D を転倒させてそのまま引きずり、車体に接触させたり、道路脇の電柱に衝突させるなどして、大腿骨骨折などの全治 2 か月の重傷を負わせ、ようやくハンドバッグを奪い取って逃走した。

甲は、D が警察などに連絡する前に預金を引き出すべく、急いで A 銀行 B 支店出張所に戻り、D のキャッシュカードを使い、盗撮した暗証番号を入力して ATM で 100 万円を引き出そうとしたところ、「お取り扱いできません」と表示された。それは、D が携帯電話で A 銀行に連絡して出金停止措置が施されたためであった。甲は、もはやこの口座から預金を引き出すことはできないと考え、諦めて逃走した。

